

3. 財政構造改善実施計画(素案)にかかる修正箇所対応表

①パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所一覧（太字・下線部分が追記・修正内容）

No.	素案ページ	素案の項目	意見No.	意見の概要	修正前	修正内容・修正後記載
1	P1	2. 財政の現状と今後の収支見直し	36	・行政当局の対応・対処について、総括・反省がないことに違和感を覚える。	(素案に記載なし)	(「2 (2) 財政悪化の要因と財政構造の課題」の末尾に追記) 「カ 行政マネジメントから見た要因 これまでの財政運営を行政マネジメントの観点から振り返ると、予算編成の過程において、各部局から新規・拡充事業の要求が出される一方で、それに見合った事業スクラップの取組が十分ではありませんでした。 また、事務事業評価の仕組みは設けていたものの、多くは事業内容の説明にとどまり、事務事業の見直しや歳出削減の観点からの踏み込みが足りなかったことも大きな要因と考えます。」
2	P7	(3) 今後の収支見直しと財政構造改善の必要性	63	・【表4】今後の収支見直しについて、「その他経費」の明細を金額の大きい細目の順にして公開してほしい。	(素案に記載なし)	(表の欄外の※の末尾に追記) 「※「その他経費」とは、「物件費」「繰出金」「補助費等」などの経費で、金額はこの順に大きくなっています。」
3	P8	(3) 目標	169	・一時的な施策ではなく、すべての取組項目において、持続的な財政改善に寄与する施策を実施すべき。	(3) 目標 財政基金取崩しに依存しない財政体質の確立に向け、実質単年度収支の均衡を保つことを目標とし、単年度で40億円以上の収支改善及び令和11(2029)年度からの実質単年度収支均衡を目指します。	(3) 目標 財政基金取崩しに依存しない財政体質の確立に向け、実質単年度収支の均衡を保つことを目指し、単年度で40億円以上の収支改善及び令和11(2029)年度からの実質単年度収支均衡を目標とします。 <u>ただし、収支改善の取組による効果はすぐには表れないものもあるため、市有地の売却や基金の活用によって一時的に収支不足を補うこととします。</u>
4	P9	(4) イ 進捗管理	174・175	・計画の進捗管理を年4回ほど実施すべき。 ・年単位の予算管理だけだと、計画と実績に差異が出た場合検証できない。	イ 進捗管理 <u>行政経営改革本部において、各年度終了後に進捗状況を確認し、その内容を本市のホームページで公表します。</u>	イ 進捗管理 <u>各年度の当初予算、決算のタイミングその他必要な時点で行政経営改革本部において進捗状況を確認し、その内容を本市のホームページで公表します。</u>
5	P10	2 (7) 外郭団体の見直し	233~238	・外郭団体の整理を早急に開始する。 ・外郭団体廃止、見直し。	(素案に記載なし)	(「(7) 外郭団体の見直し」の末尾に追記) <u>なお、外郭団体全体の課題についても整理して対応を検討します。</u>
6	P11~16	(2) 取組内容及び効果額	248~251	・年度ごとの削減目標額と削減確度、その根拠を示すべき。 ・取組内容の具体が記載されていない。	(素案に「取組項目ごと、年度ごとの効果額」の記載なし。「見直し内容」は素案に記載なく、「補足資料」に記載。)	<u>表に「取組内容ごと、年度ごと」の効果額及び、見直し内容を記載。</u> <u>(修正後の記載は計画P11~24参照)</u>
7	P11 補足資料 P1	「水道料金、下水道使用料福祉減免制度の見直し」	291~322	・他都市状況を踏まえた見直し。 ・経済的支援以外の支援の充実。 ・所得で判断してはどうか。 ・少しでも補助があると助かる。 ・対象者を低所得者とする。 ・生命に関わる事なので、補助は継続すべき。	(取組内容) 水道料金、下水道使用料福祉減免制度の見直し (見直し内容) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方などへの基本料金等の減免について、 <u>令和8年度から減免額を基本料金の半額に、令和11年度に減免を廃止する。</u>	(見直し内容の変更) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方などへの基本料金等の減免制度について、 <u>令和9年度からは福祉給付金という形で実施するなど、収入要件を設けた新たな制度に移行する。</u> (素案の修正) <u>変更後の見直し内容を記載。</u>

No.	素案ページ	素案の項目	意見No.	意見の概要	修正前	修正内容・修正後記載
8	P14 補足資料 P5	「医療費助成制度の見直し (高齢期移行)」	674～681	・削減に反対 ・弱い立場の人から削減費用を捻出するのはやめてほしい。	(取組内容) 医療費助成制度の見直し(高齢期移行) (見直し内容) 助成対象の区分Ⅱ(65～69歳で市町村民税非課税世帯、かつ要介護2以上)について、所得制限の緩和を廃止し、兵庫県と同一の基準(65～69歳で市町村民税非課税世帯、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下、かつ要介護2以上)に見直す。	(取組内容の変更) <u>見直しの開始時期を令和7年度から令和8年度へ変更。</u>
9	P14 補足資料 P5	「医療費助成制度の見直し (障害者)」	683～697	・見直しをやめる。 ・制度をもっと充実させる。 ・福祉助成が手厚いため転入してくる人がいるので、助成内容を近隣市と同等にする。	(取組内容) 医療費助成制度の見直し(障害者) (見直し内容) 兵庫県の助成対象に加え、市独自で身体障害者3級・4級(入院のみ)療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者を対象としているが、県内他市町の状況を踏まえ、身体障害者4級と療育手帳B2の所持者を助成対象外とする。	(取組内容の変更) <u>見直しを行わないこととする。</u> (素案の修正) <u>当該取組を削除。</u>
10	P14 補足資料 P5	「医療費助成制度の見直し (母子家庭等)」	698～712	・物価高で困っているので削減しないでほしい。 ・弱い立場の人は保護すべき。	(取組内容) 医療費助成制度の見直し(母子家庭等) (見直し内容) 所得制限を「市町村民税所得割税額23.5万円未満」としているが、県内他市町と比較し高い所得水準であるため、近隣市と同水準(児童扶養手当一部支給の所得基準)へ引き下げる。	(取組内容の変更) <u>引き下げの開始時期を令和7年度から令和8年度へ変更。</u>
11	P15 補足資料 P7	「はり・きゅうマッサージ施術費補助の見直し」	760、 762～837	・高齢者にとって、この制度は必要不可欠。 ・健康状態の維持という観点で医療費抑制に繋がっている。 ・高齢者のみ優遇される制度は廃止してほしい。	(取組内容) はり・きゅうマッサージ施術費補助の見直し (見直し内容) 補助の対象者を70歳以上から国の交付金の対象となる75歳以上に変更する。	(見直し内容の変更) <u>現行の70歳以上から毎年度1歳ずつ対象年齢を引き上げ、国の交付金対象となる75歳以上へ段階的に縮小する。</u> (素案の修正) <u>変更後の見直し内容を記載。</u>

No.	素案ページ	素案の項目	意見No.	意見の概要	修正前	修正内容・修正後記載
12	P19	6. 計画期間満了後の取組	911～915	<p>・西宮市のビジョンを示してほしい。</p> <p>・西宮市としてどのような街づくりをしていくのかわかりにくい。</p>	<p>6. 計画期間満了後の取組</p> <p>本計画は、令和6（2024）年度から10（2028）年度までの5年間を計画期間とし、令和11（2029）年度における実質単年度収支均衡を目標としています。</p> <p>しかしながら、計画期間中に収支均衡を達成したとしても、生産年齢人口の減少などの要因により市税などの収入増が見込めない中、今後も増え続けると見込まれる社会保障等の行政需要や新たな行政課題に対応していく必要があります。</p> <p>そのため、計画期間満了後も、引き続き本市の健全な財政運営に資する取組を行います。</p> <p>取組を行うに当たっては、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、また、新規・拡充事業については、終期を設定する（サンセット方式）など、必要性・優先度の精査・厳選を図ります。</p> <p>これらの取組を継続して行うことにより、持続可能な財政運営を実現するとともに、本市のまちの価値や魅力の更なる向上へとつなげていきます。</p>	<p>（「6. 計画期間満了後の取組」を以下のとおり修正。）</p> <p>「6. 本市の目指すべき姿 （1）持続可能な財政運営 財政構造改善実施計画における目標は、「単年度で40億円以上の収支改善」、「令和11（2029）年度からの実質単年度収支の均衡」ですが、最終的に目指すのは「持続可能な財政運営の実現」です。財政構造改善の取組を着実に進めることにより、経常収支比率を下げ、財政の柔軟性を確保すること、また、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底や新規、拡充事業の終期設定（サンセット方式）などにより歳出の増加の抑制に努めることで、今後ますます多様化、複雑化する行政需要や行政課題に対応できるようにすることが重要です。</p> <p>そこで今後、本市が持続可能な財政運営をしていくため、中核市平均の経常収支比率など、財政運営において目標とする指標の設定を検討します。</p> <p>（2）文教住宅都市としての価値・魅力の向上 財政構造改善の取組の根幹にあるのは、「本市の価値を維持し、高めていくこと」です。</p> <p>少子高齢化が進む中、サービスの対象者が年々増加している福祉施策については、持続可能な制度となるよう見直しを進めていくことで、必要な水準を維持します。また、現在十分とはいえない、子育てや教育に関する施策や施設については、新たな施策や施設の整備に財源を振り向けていきます。なお、まちの魅力を維持し、高めるハードに対する投資も限られた財源の中で、厳選しながら実施していきます。</p> <p>上記のような取組を進めていくことで、本市が文教住宅都市としての価値を保ち、選ばれ、引き続き住んでいただく、そして、このまちに住むことが誇りと憩いを感じられるまちであり続けるよう今後も市政運営を行っていきます。」</p> <p>末尾に「目指すべきまちの姿」の図を追加。（計画P28参照）</p>

②パブリックコメントの意見以外で修正した箇所一覧(軽微な修正を除く)(太字・下線部分が追記・修正内容)

No.	素案ページ	素案の項目	修正前	修正内容・修正後記載	修正理由
1	P1	1. 計画策定の背景と位置づけ	(素案に記載なし)	(「1. 計画策定の背景と位置づけ」の末尾に追加) 本計画に示す取組を進めていくことで、持続可能な財政運営を行うとともに、本市の魅力と価値を向上させることにより、今後の「目指すべきまちの姿」として、『 <u>選ばれる・引き続き住みたいまち 文教住宅都市西宮</u> 』であり続けるよう、市政運営を行ってまいります。	新たに追記した「6. 本市の目指すべき姿」との関連性をもたせるため。
2	P11 補足資料 P1	「施設使用料の改定」	(取組内容) 施設使用料の改定	(取組内容の変更) <u>効果額を修正。</u>	一時閉館する施設の収入減見込みを考慮のうえ精査した金額に修正。
3	P12 補足資料 P2	「残骨灰の売却」	(取組内容) 残骨灰の売却	(取組内容の変更) <u>見直しの開始時期を令和8年度から令和7年度へ変更。</u> <u>効果額を修正。</u>	売却する前年度に残骨灰を分別する委託が必要であるため。
4	P12 補足資料 P2	「消耗品契約一元化・一括支払い」	(取組内容) <u>消耗品契約一元化・一括支払い</u>	(取組内容の変更) <u>項目名を修正。</u> (修正後の記載) <u>消耗品契約の一括支払い</u>	見直し内容を踏まえ、より適切な名称に修正。
5	P12 補足資料 P2	「コピー機、プリンター複合機集約及び契約一元化・一括支払い」	(取組内容) コピー機、プリンター複合機集約及び契約一元化・一括支払い	(取組内容の変更) <u>効果額を新たに追記。</u>	効果額の見込みが立ったため。
6	P12 補足資料 P2	「耐火物件火災損害補積立金の廃止」	(取組内容) 耐火物件火災損害補積立金の廃止	(素案の修正) <u>掲載位置を「1 歳入増の取組 (5) その他」から「2 歳出減の取組 (1) 内部事務経費の削減」に変更。</u>	歳入増の取組ではなく、歳出減の取組であったため。
7	P13 補足資料 P3	「廃棄物減量推進部会・ごみ質組成精密分析の実施頻度の見直し」	(取組内容) 廃棄物減量推進部会・ごみ質組成精密分析の実施頻度の見直し	(取組内容の変更) <u>見直しの開始時期を令和6年度から令和7年度へ変更。</u>	取組内容の見直し時期を令和7年度からとしたため。
8	P13 補足資料 P4	「特別職等の給与減額」	(取組内容) 特別職等の給与減額	(取組内容の変更) <u>効果額を修正。</u>	実態にあわせ精査した金額に修正したため。
9	P13 補足資料 P4	「各種手当の見直し」	(取組内容) 各種手当の見直し	(取組内容の変更) <u>効果額を修正。</u>	退職手当及び期末勤勉手当の見直しについて、令和7年度より実施することとしたため。
10	P13 補足資料 P4	「定員管理計画に基づく人員抑制」	(取組内容) 定員管理計画に基づく人員抑制	(取組内容の変更) <u>効果額を修正。</u>	定員管理計画の人員の削減年度に変更があったため。
11	P15 補足資料 P8	「広田山荘のあり方検討」	(取組内容) 広田山荘のあり方検討	(取組内容の変更) <u>効果額を新たに追記。</u>	効果額の見込みが立ったため。

No.	素案ページ	素案の項目	修正前	修正内容・修正後記載	修正理由
12	P16 補足資料 P8	「外国語指導助手の委託化」	(取組内容) 外国語指導助手の委託化	(取組内容の変更) <u>見直しの開始時期を令和8年度から令和7年度へ変更。</u>	外国語指導助手の退職時期が1年早まったため。
13	P16 補足資料 P9	「機動的な人員配置による人員抑制」	(取組内容) 機動的な人員配置による人員抑制	(取組内容の変更) <u>効果額を修正。</u>	定員管理計画の人員の削減年度に変更があったため。
14	P16	歳入計 歳出計 合計(歳入+歳出)	(素案P16の表のとおり)	<u>効果額を修正。</u> (修正後の記載は計画P24の表参照)	各取組内容の効果額を修正したため。
15	P17	5. 取組を踏まえた今後の収支見直し	5. 取組を踏まえた今後の収支見直し <u>(1) 財政構造改善の取組効果</u> 令和5(2023)年度決算を踏まえた普通会計一般財源ベースの財政収支見直しに、財政構造改善の取組を反映した試算は以下のとおりです。 財政構造改善の取組を計画どおり進めることにより、 <u>令和9(2027)年度以降は歳入歳出差引(C')</u> が黒字に転換するとともに、令和11(2029)年度の改善効果額(E)は約40億円となる見込みです。 また財政・減債基金残高(D')は、令和11(2029)年度には約114億円となる見込みです。	5. 取組を踏まえた今後の収支見直し <u>(1) 収支見直しの修正</u> 令和5(2023)年度決算を踏まえた普通会計一般財源ベースの財政収支見直しは、令和6(2024)年11月時点ではP7表4のとおりでしたが、その後の状況の変化を踏まえた令和7(2025)年1月の時点での収支見直しは表5のとおりです。 ・ <u>新たに表5及び表5下に【増減理由】を追記。</u> (修正後の記載は計画P26参照) <u>(2) 財政構造改善の取組効果</u> 令和5(2023)年度決算を踏まえた普通会計一般財源ベースの財政収支見直し(令和7(2025)年1月時点)に、財政構造改善の取組及び令和6(2024)年人事院勧告に基づく職員給与改定を反映した試算は以下のとおりです。 財政構造改善の取組を計画どおり進めることにより、 <u>令和10(2028)年度以降は歳入歳出差引(C')</u> が黒字に転換するとともに、令和11(2029)年度の改善効果額(E)は約38億円となる見込みです。 また財政・減債基金残高(D')は、令和11(2029)年度には約96億円となる見込みです。 <u>(2) 本文下の表を修正。</u> (修正後の記載は計画P27参照)	素案作成後の状況の変化を踏まえ、収支見直し、効果額、財政・減債基金残高を修正。
16	P18	(2) 人件費の抑制	ア 給与水準の適正化 効果額：R11 6億6,500万円(R6~R10計 18億2,400万円) (ア) これまでの取組(令和6(2024)年度以降効果が現れるもの) ・給料表の見直し(8級→7級、昇給幅の抑制、55歳超の定期昇給廃止) ・住居手当の見直し(国の制度と同程度の財政必要額への見直し) ・超過勤務時間の縮減 (イ) これからの取組 ・ <u>退職手当などの各種手当の見直し</u> (国や近隣他都市との均衡) ・ <u>特殊勤務手当などの見直し</u> (国や近隣他都市との均衡) ・超過勤務時間の縮減(継続)	ア 給与水準の適正化 効果額：R11 6億6,500万円(R6~R10計 23億600万円) (ア) これまでの取組(令和6(2024)年度以降効果が現れるもの) ・給料表の見直し(8級→7級、昇給幅の抑制、55歳超の定期昇給廃止) ・住居手当の見直し(国の制度と同程度の財政必要額への見直し) ・超過勤務時間の縮減 (イ) これからの取組 ・ <u>退職手当及び期末勤勉手当の見直し(R7~)</u> ・ <u>特殊勤務手当などの見直し</u> (国や近隣他都市との均衡) ・超過勤務時間の縮減(継続)	退職手当及び期末勤勉手当の見直しについて、令和7年度より実施することとなったため。

No.	素案 ページ	素案の項目	修正前	修正内容・修正後記載	修正理由
17	P18	(2) 人件費の抑制	<p>イ 定員管理計画に基づく人員抑制 効果額：R11 9億 4,400万円 (R6～R10 計 16億 4,600万円) 事務の見直しや効率化、担い手の変更などを行い、人員の抑制を図ります。本計画では、各取組項目の効果額の中に人員抑制に係る効果額を含めているため、P13(2)2の「定員管理計画に基づく人員抑制」に伴う効果額は、令和6(2024)年度中に作成予定の「定員管理計画 Vol. 2」によるものとして、再掲しています。</p>	<p>イ 定員管理計画に基づく人員抑制 効果額：R11 9億 4,400万円 (R6～R10 計 17億 9,700万円) 事務の見直しや効率化、担い手の変更などを行い、人員の抑制を図ります。本計画では、各取組項目の効果額の中に人員抑制に係る効果額を含めているため、P16(2)2の「定員管理計画に基づく人員抑制」に伴う効果額は、令和6(2024)年度中に策定予定の「定員管理計画 Vol. 2」によるものとして、再掲しています。</p>	定員管理計画の人員の削減年度に変更があったため。
18	P18	(2) 人件費の抑制	<p>ウ 令和6(2024)年人事院勧告の主な内容 令和6(2024)年人事院勧告で示された給与関連の主な項目とその影響額は、【参考】のとおりです。同勧告では、地域手当の見直し(減額)とともに、給与の大幅な増額が示されたため、その実施には慎重な判断が必要と考えており、本計画の効果とは別に試算しています。</p>	<p>ウ 令和6(2024)年人事院勧告の実施 令和6(2024)年人事院勧告で示された給与関連の主な項目とその影響額は、下表のとおりです。同勧告では、地域手当の見直し(減額)とともに、給与の大幅な増額が示されたため、その実施について慎重な判断を行った結果、給与改定必要額の一部財源として国から地方交付税が追加交付されること、令和6年11月に作成した今後の収支見通し(P7)に比し、市税の増収が見込めることなどを踏まえ、給与改定(増額)と地域手当の見直し(減額)を併せて実施することとしました。</p> <p>ウの下の表を修正。(修正後の記載は計画P25参照)</p>	令和6年人事院勧告を実施することとなったため。